

議案第11号

武藏野市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 武藏野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市介護保険条例の一部を改正する条例

武蔵野市介護保険条例（平成12年3月武蔵野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(保険料率)	(保険料率)	
第7条 令和3年度から令和5 年度までの各年度における保 険料率は、次の各号に掲げる 第1号被保険者の区分に応 じ、それぞれ当該各号に定め る額とする。	第7条 令和6年度から令和8 年度までの各年度における保 険料率は、次の各号に掲げる 第1号被保険者の区分に応 じ、それぞれ当該各号に定め る額とする。	字句の改正
(1) 介護保険法施行令（平成 10年政令第412号。以下「 令」という。）第39条第1 項第1号に掲げる者 <u>35,800円</u>	(1) 介護保険法施行令（平成 10年政令第412号。以下「 令」という。）第39条第1 項第1号に掲げる者 <u>34,500円</u>	字句の改正
(2) 令第39条第1項第2号に 掲げる者 <u>48,700円</u>	(2) 令第39条第1項第2号に 掲げる者 <u>46,400円</u>	字句の改正
(3) 令第39条第1項第3号に 掲げる者 <u>50,200円</u>	(3) 令第39条第1項第3号に 掲げる者 <u>48,400円</u>	字句の改正
(4)から(6)まで (略)	(4)から(6)まで (略)	
(7) 次のいずれかに該当する 者 <u>88,400円</u> イ及びロ (略)	(7) 次のいずれかに該当する 者 <u>90,300円</u> イ及びロ (略)	字句の改正
(8) 次のいずれかに該当する 者 <u>89,200円</u> イ及びロ (略)	(8) 次のいずれかに該当する 者 <u>92,300円</u> イ及びロ (略)	字句の改正
(9) 次のいずれかに該当する 者 <u>104,900円</u> イ 合計所得金額が210万 円以上 <u>220万円未満</u> であ り、かつ、前各号のいず	(9) 次のいずれかに該当する 者 <u>109,300円</u> イ 合計所得金額が210万 円以上 <u>320万円未満</u> であ り、かつ、前各号のいず	字句の改正

れにも該当しないもの 口 (略)	れにも該当しないもの 口 (略)	
(10) 次のいずれかに該当する 者 <u>107,100円</u> イ 合計所得金額が <u>220万円</u> 以上 <u>320万円</u> 未満であ り、かつ、前各号のいず れにも該当しないもの 口 (略)	(10) 次のいずれかに該当する 者 <u>123,600円</u> イ 合計所得金額が <u>320万円</u> 以上 <u>420万円</u> 未満であ り、かつ、前各号のいず れにも該当しないもの 口 (略)	字句の改正 字句の改正 字句の改正
(11) 次のいずれかに該当する 者 <u>116,100円</u> イ 合計所得金額が <u>320万円</u> 以上 <u>400万円</u> 未満であ り、かつ、前各号のいず れにも該当しないもの 口 (略)	(11) 次のいずれかに該当する 者 <u>145,800円</u> イ 合計所得金額が <u>420万円</u> 以上 <u>520万円</u> 未満であ り、かつ、前各号のいず れにも該当しないもの 口 (略)	字句の改正 字句の改正 字句の改正
(12) 次のいずれかに該当する 者 <u>134,800円</u> イ 合計所得金額が <u>400万円</u> 以上 <u>600万円</u> 未満であ り、かつ、前各号のいず れにも該当しないもの 口 (略)	(12) 次のいずれかに該当する 者 <u>152,100円</u> イ 合計所得金額が <u>520万円</u> 以上 <u>620万円</u> 未満であ り、かつ、前各号のいず れにも該当しないもの 口 (略)	字句の改正 字句の改正 字句の改正
(13) 次のいずれかに該当する 者 <u>153,600円</u> イ 合計所得金額が <u>600万円</u> 以上 <u>800万円</u> 未満であ り、かつ、前各号のいず れにも該当しないもの 口 (略)	(13) 次のいずれかに該当する 者 <u>177,500円</u> イ 合計所得金額が <u>620万円</u> 以上 <u>720万円</u> 未満であ り、かつ、前各号のいず れにも該当しないもの 口 (略)	字句の改正 字句の改正 字句の改正
(14) 次のいずれかに該当する 者 <u>176,000円</u> イ 合計所得金額が <u>800万円</u> 以上 <u>1,000万円</u> 未満で あり、かつ、前各号のい ずれにも該当しないもの	(14) 次のいずれかに該当する 者 <u>183,800円</u> イ 合計所得金額が <u>720万円</u> 以上 <u>1,000万円</u> 未満で あり、かつ、前各号のい ずれにも該当しないもの	字句の改正 字句の改正

口 (略)	口 (略)	
(15) 次のいずれかに該当する 者 <u>194,700円</u> イ 合計所得金額が 1,000 万円以上 <u>1,500万円</u> 未満 であり、かつ、前各号の いずれにも該当しないも の	(15) 次のいずれかに該当する 者 <u>223,400円</u> イ 合計所得金額が 1,000 万円以上 <u>2,000万円</u> 未満 であり、かつ、前各号の いずれにも該当しないも の	字句の改正
口 (略)	口 (略)	
(16) 次のいずれかに該当する 者 <u>209,700円</u> イ 合計所得金額が <u>1,500</u> <u>万円</u> 以上 <u>2,000万円</u> 未満 であり、かつ、前各号の いずれにも該当しないも の	(16) 次のいずれかに該当する 者 <u>247,200円</u> イ 合計所得金額が <u>2,000</u> <u>万円</u> 以上 <u>3,000万円</u> 未満 であり、かつ、前各号の いずれにも該当しないも の	字句の改正 字句の改正 字句の改正
口 (略)	口 (略)	
(17) 次のいずれかに該当する 者 <u>224,700円</u> イ 合計所得金額が <u>2,000</u> <u>万円</u> 以上 <u>3,000万円</u> 未満 であり、かつ、前各号の いずれにも該当しないも の	(17) 次のいずれかに該当する 者 <u>270,900円</u> イ 合計所得金額が <u>3,000</u> <u>万円</u> 以上 <u>5,000万円</u> 未満 であり、かつ、前各号の いずれにも該当しないも の	字句の改正 字句の改正 字句の改正
口 (略)	口 (略)	
(18) 次のいずれかに該当する 者 <u>247,200円</u> イ 合計所得金額が <u>3,000</u> <u>万円</u> 以上 <u>5,000万円</u> 未満 であり、かつ、前各号の いずれにも該当しないも の	(18) 次のいずれかに該当する 者 <u>289,100円</u> イ 合計所得金額が <u>5,000</u> <u>万円</u> 以上 <u>1億円</u> 未満であ り、かつ、前各号のいづ れにも該当しないもの	字句の改正 字句の改正 字句の改正
口 (略)	口 (略)	
(19) 前各号のいずれにも該当 しない者 <u>254,600円</u>	(19) 前各号のいずれにも該当 しない者 <u>305,000円</u>	字句の改正
2 前項第1号に掲げる第1号	2 前項第1号に掲げる第1号	

<p>被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,000円とする。</p>	<p>被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度</u>から<u>令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,000円とする。</p>	<p>字句の改正 字句の改正</p>
<p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,000円とする。</p>	<p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度</u>から<u>令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,000円とする。</p>	<p>字句の改正 字句の改正</p>
<p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、46,500円とする。</p>	<p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度</u>から<u>令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、46,500円とする。</p>	<p>字句の改正 字句の改正</p>
<p>(賦課期日後における資格取得、喪失等)</p>	<p>(賦課期日後における資格取得、喪失等)</p>	
<p>第10条 (略)</p>	<p>第10条 (略)</p>	
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>	
<p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、口若しくはニ、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口又は第9号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当</p>	<p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、口若しくはニ、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口、第9号口、第10号口、第11号口、第12号口又は第13号口に該当するに至</p>	<p>字句の改正</p>

<p>該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から<u>第9号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p>	<p>った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から<u>第13号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p>	<p>字句の改正</p>
---	--	--------------

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(保険料に関する経過措置)
- 2 改正後の第7条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第13号）の施行による介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の改正に伴うほか、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の保険料率を定めるため、所要の改正をするものである。